

社会福祉法人玉樹会

役員及び評議員(評議員選任・解任委員を含む)の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人玉樹会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

- (1) 常勤の理事報酬（賞与、退職慰労金）
- (2) 非常勤の役員報酬
- (3) 評議員報酬
- (4) 評議員選任・解任委員報酬

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の理事に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、理事会において決定する。

- (1) 報酬別表第1に定める額
 - (2) 賞与別表第2に定める算式により算出される額
 - (3) 退職慰労金別表第3に定める算式により算出される額
- 2 非常勤の役員に対する報酬の額は別表第4に定める額とする。
- 3 評議員に対する報酬の額は別表第5に定める額とする。
- 4 評議員選任・解任委員に対する報酬の額は別表6に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の理事に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬毎月25日（ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、職員給与規程第4条の規定に準じて支給）
- 2 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。
- 3 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

- 2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の日割り計算)

- 第7条 新たに常勤の理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。
- 2 常勤の理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 第2項の規定にかかわらず、常勤の理事が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次の

とおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則

- 1 この規程は、平成29年4月1日より施行する。(注)改正法附則第20条参照
- 2 この規則の一部改正は令和3年6月11日から施行する。

別表第1（常勤の理事の報酬）

役職名報酬の額

理事長　　日額　　30,000円

常務理事　　日額　　25,000円

理事　　日額　　15,000円

・当法人の常勤の理事の報酬月額や各理事の報酬月額は俸給表のうちから、理事会において経験や学識等において決定する事ができる。但し、以前より当法人の職員として勤務している者は、職員給与表から理事会で決定する。

・常勤の理事の報酬総額（年額）を定めて、その限度額内で理事会において決定することもできる。※報酬総額には賞与を含む

別表第2（常勤の理事の賞与）

6月の賞与報酬月額×2.5か月分

12月の賞与報酬月額×2.5か月分

別表第3（常勤の理事の退職金算定式）

最終報酬月額×在任年数×係数

※上記在任年数は1か年単位とし、端数は月割りとする。ただし、1か月未満は1か月に切り上げる。

別表第4（非常勤の役員の報酬）

(1) 理事

理事会等会議への出席 手取額 5,000円

上記の他、法人・施設業務のための出勤 手取額 10,000円

※評議員については、定款の定めとの整合について留意が必要

(2) 監事

理事会等会議への出席 手取額 5,000円

監事監査等への出席 手取額 10,000円

上記の他、法人・施設業務のための出勤 手取額 5,000円

別表第5（評議員の報酬）

日額

評議員会への出席 手取額 5,000円

上記の他、法人・施設業務のための出勤 手取額 5,000円

別表第6 (評議員選任・解任委員)

日額

評議員選任・解任委員会への出席 手取額 5,000円

(1) 理事、監事及び評議員(評議員選任・解任委員を含む)に対する報酬等支給基準

・理事、監事及び評議員に対する報酬等について、厚生労働省令で定めるところにより、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該社会福祉法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めなければならないこととしている(法第45条の35第1項)。

なお、この報酬等の支給の基準は、評議員会の承認を受けるとともに(法第45条の35第2項)、公表しなければならない(法第59条の2第1項第2号)。

・具体的には、以下①から④のとおり、理事等の勤務形態に応じた報酬等の区分及びその額の算定方法並びに支給の方法及び形態に関する事項である(施行規則第2条の42)。

・なお、無報酬とする場合には、その旨役員等報酬基準に定めることとなる。

① 役員等の勤務形態に応じた報酬等の区分

・理事、監事及び評議員に対する報酬等支給基準(報酬規程)について「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について(経営組織の見直しについて)」から抜粋。

常勤・非常勤別に報酬を定めること。

【補足】例えば、常勤理事への月額報酬、非常勤理事への理事会等出席の都度支払う日当等(日当が交通費実費額を超える場合は報酬等に該当)

② 報酬等の金額の算定方法

(a) 報酬等の算定の基礎となる額、役職、在職年数など、どのような過程を経てその額が算定されたか、法人として説明責任を果たすことができる基準を設定すること。

(b) 評議員会が役職に応じた一人当たりの上限額を定めた上で、各理事の具体的な報酬金額については理事会が、監事や評議員については評議員会が決定するといった規定は、許容される(国等他団体の俸給表等を準用している場合、準用する給与規程(該当部分の抜粋も可)を支給基準の別紙と位置づけ、支給基準と一体のものとして所轄庁に提出すること。)。

(c) 評議員会の決議によって定められた総額の範囲内において決定するという規定や単に職員給与規程に定める職員の支給基準に準じて支給するというだけ

の規定は、どのような算定過程から具体的な報酬額が決定されるのかを第三者が理解することは困難であり、法人として説明責任を果たすことができないため、認められない。

(d) 退職慰労金については、退職時の月例報酬に在職年数に応じた支給率を乗じて算出した額を上限に各理事については理事会が、監事や評議員については評議員会が決定するという方法も許容される。

③ 支給の方法

- ・支給の方法とは、支給の時期（毎月か出席の都度か、各月または各年のいつ頃か）や支給の手段（銀行振込みか現金支給か）等をいう。

④ 支給の形態

- ・支給の形態とは、現金・現物の別等をいう。ただし、「現金」「通貨」といった明示的な記載がなくとも、報酬額につき金額の記載しかないなど金銭支給であることが客観的に明らかな場合は、「現金」等の記載は特段なくても差し支えない。

(2) 理事、監事及び評議員の区分ごとの報酬等の総額の公表

- ・理事、監事及び評議員の区分ごとの報酬等の総額（職員としての給与も含む。）については、平成29年度以降の現況報告書に記載の上、公表すること。